

○換地計画実施要領について（昭和49年7月12日付け49構改B第1232号農林省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現行（最終改正：令和3年2月2日付け2農振第2670号農林水産省農村振興局長通知）
<p>第1 基本方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 換地と農地中間管理権及び利用権設定の一体的推進</p> <p>換地計画により農用地の集団化を図ることと相まって育成すべき経営体に農用地の利用を集積していくため、換地処分前に、育成すべき経営体を利用する換地予定地（換地計画において換地として予定する土地をいう。以下同じ。）たる一時利用地に着目して、その一時利用地に隣接する一時利用地の従前の土地に対し、育成すべき経営体を受け手として、<u>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）に基づく農地中間管理権及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）に基づく利用権（以下「農地中間管理権等」という。）</u>の設定を行い、育成すべき経営体を利用する農用地が連坦することとなるよう、特に配慮する必要がある。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第2 土地改良区を行う事業に係る換地計画の実施</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 換地計画の樹立</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 換地選定の方法</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 所有者と<u>耕作者等</u>との利害の調整</p> <p>換地計画は、耕作又は養畜の業務を営む者の農用地の集団化その他農業構造の改善に資するように定められるため、当該農用地のうち小作地の所有者にとっては、その土地が分散されることとなる場合もある。他方、<u>農地中間管理権等</u>の設定された土地について、所有者の土地の集団</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 換地と利用権設定の一体的推進</p> <p>換地計画により農用地の集団化を図ることと相まって育成すべき経営体に農用地の利用を集積していくため、換地処分前に、育成すべき経営体を利用する換地予定地（換地計画において換地として予定する土地をいう。以下同じ。）たる一時利用地に着目して、その一時利用地に隣接する一時利用地の従前の土地に対し、育成すべき経営体を受け手として、<u>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）に基づく利用権</u>の設定を行い、育成すべき経営体を利用する農用地が連坦することとなるよう、特に配慮する必要がある。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第2 土地改良区を行う事業に係る換地計画の実施</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 換地計画の樹立</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 換地選定の方法</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 所有者と<u>利用権者等</u>との利害の調整</p> <p>換地計画は、耕作又は養畜の業務を営む者の農用地の集団化その他農業構造の改善に資するように定められるため、当該農用地のうち小作地の所有者にとっては、その土地が分散されることとなる場合もある。他方、<u>基盤強化法による利用権</u>の設定された土地について、所有者の土地</p>

化に資するように換地を定めた場合には、農地中間管理権等の設定を受けた育成すべき経営体の経営農用地の集団化に結びつかないことも起こり得る。このため、換地計画の作成に当たっては、換地設計基準の説明会等の機会を利用して、地域農業を振興する見地から事業施行地域における将来の土地利用のあり方について関係権利者間での合意の形成に努めるとともに、土地所有者と耕作者等との利害の調整を図るよう努力する必要がある。

(4)～(8) (略)

6～10 (略)

(別紙様式第1号)～(別紙様式第15号) (略)

(別紙様式第16号)

表紙 (略)

換地設計書 (略)

換地設計総括表 (略)

1～3 (略)

(換地設計総括表記載要領) (略)

各筆換地等明細書

1 各筆換地明細、清算金明細及び換地を定めない土地の明細

(1) 所有権に関する明細 (記載例は増価額精算の例の1) (略)

の集団化に資するように換地を定めた場合には、利用権の設定を受けた育成すべき経営体の経営農用地の集団化に結びつかないことも起こり得る。このため、換地計画の作成に当たっては、換地設計基準の説明会等の機会を利用して、地域農業を振興する見地から事業施行地域における将来の土地利用のあり方について関係権利者間での合意の形成に努めるとともに、土地所有者と利用権者等との利害の調整を図るよう努力する必要がある。

(4)～(8) (略)

6～10 (略)

(別紙様式第1号)～(別紙様式第15号) (略)

(別紙様式第16号)

表紙 (略)

換地設計書 (略)

換地設計総括表 (略)

1～3 (略)

(換地設計総括表記載要領) (略)

各筆換地等明細書

1 各筆換地明細、清算金明細及び換地を定めない土地の明細

(1) 所有権に関する明細 (記載例は増価額精算の例の1) (略)

改正後

現行

(1) 所有権に関する明細 (記載例は増価額清算の例2)

所有者の住所及び氏名又は名称										東 郡 南 村 大 字 乙 字 桃 1 5 0 番 地										大 山 二 郎											
所有権登記の有無	従前の土地					換地交付					換地交付					換地					地積の増減の割合	清算金		記事							
	東 郡 南 村					評 定					換 地 交 付					東 郡 南 村						評 定					種 別 部 分 符 号	徴収額	支払額		
	大字	字	地番	地目	用途	地積	等位	価額	基 準 額	基 準 地 積	記録する登記記録	大字	字	地番	地目	用途	地積	等位	価額	種 別		部 分	符 号		%	円				円	
	乙	桃	33	田	田	1,200	1	420,000	420,000																420,000	法第53条の2の2第1項により換地を定めず法第54条の2第1項により消滅					
	同	同	34	田	田	2,150	2	688,000	701,272															263,772	法第53条の2の2第1項の規定により950㎡を特に減じた						
						[1,200]		[384,000]	[397,272]	[1,120]		乙	桃	200	田	田	1,250	1	437,500				11.6	304,000	◎はこれに伴う清算金である						
	同	同	101	田	田	2,100	1	735,000	735,000	[1,938]	(丙	椿	15	田	田	1,900	1	665,000				2.0		735,000	法第52条第2項によりB区に換地					
	丙	椿	21	田	田	2,080	1	728,000	751,005			乙	桃	301	田	田	1,950	1	682,500				0.3	659,495	法第52条第2項によりB区より換地						
									23,005	1,942)																				
	乙	桃	69	田	田	850	2	272,000	272,000																272,000	法第52条第2項及び法第53条の2の2第1項によりA区において換地を定めず法第54条の2第1項により消滅					
	用途別合計 田					6,300		2,115,000				用途別合計 田					3,200		1,120,000										自作地等の数		
	総計					6,300		2,115,000	2,151,277	3,062		総計					3,200		1,120,000					1.5		1,031,277	従前の土地	換地			
	(不換地)					(1,200)		(420,000)				(B 区 より 換 地)					(1,950)		(682,500)												
	(特に減じた地積)					(950)		(304,000)																							
	(B区へ換地)					(2,100)		(735,000)																							
	〔B区の創設換地にみあって不換地〕					(850)		(272,000)																							
	所有権以外の権利又は処分の制限がない土地の合計					6,300		2,115,000	2,151,277	3,062		所有権以外の権利又は処分の制限がない土地の合計					3,200		1,120,000					1.5		1,031,277	2	1			
	自作地等の総計					6,300		2,115,000	2,151,277	3,062		自作地等の総計					3,200		1,120,000					1.5		1,031,277	※				

改正後

現行

(1) 所有権に関する明細 (記載例は増価額清算の例2)

所有者の住所及び氏名又は名称										東 郡 南 村 大 字 乙 字 桃 1 5 0 番 地										大 山 二 郎												
従 前 の 土 地										換 地										地 地 種 類 又 は 地 役 権 以 外 の 権 利 又 は 処 分 の 制 限										清 算 金		記 事
所有権登記の有無	大字	字	地番	地目	用途	地積 ㎡	等位	価額 円	換地交付 基準額 円	換地交付 基準地積 ㎡	記録する登記記録	大字	字	地番	地目	用途	地積 ㎡	等位	価額 円	種別	部分	符号	地積の増減の割合 %	徴収額 円	支払額 円							
	乙	桃	33	田	田	1,200	1	420,000	420,000																420,000	法第53条の2の2第1項により換地を定めず法第54条の2第1項により消滅						
	同	同	34	田	田	2,150 〔 1,200 〕	2	688,000 〔 384,000 〕	701,272 〔 397,272 〕	2,007 〔 1,120 〕		乙	桃	200	田	田	1,250	1	437,500				11.6	263,772 ⊗ 304,000	法第53条の2の2第1項の規定により950㎡を特に減じた ⊗はこれに伴う清算金である							
	同	同	101	田	田	2,100	1	735,000	735,000	〔 1,938 〕	(丙	椿	15	田	田	1,900	1	665,000				2.0)	735,000	法第52条第2項によりB区に換地						
	丙	椿	21	田	田	2,080	1	728,000	751,005 23,005	1,942		乙	桃	301	田	田	1,950	1	682,500				0.3	659,495	法第52条第2項によりB区より換地							
	乙	桃	69	田	田	850	2	272,000	272,000																272,000	法第52条第2項及び法第53条の2の2第1項によりA区において換地を定めず法第54条の2第1項により消滅						
用途別合計						田	6,300	2,115,000			用途別合計	田	3,200	1,120,000													自作地等の数					
総計						6,300	2,115,000	2,151,277	3,062		総計 (B区より換地)						3,200	1,120,000									1,031,277	従前の土地	換地			
(不換地)						(1,200)	(420,000)										3,200	1,120,000														
(特に減じた地積)						(950)	(304,000)										(1,950)	(682,500)														
(B区へ換地)						(2,100)	(735,000)																									
〔B区の創設換地に〕 みあって不換地						(850)	(272,000)																									
所有権以外の権利又は処分の制限がない土地の合計						6,300	2,115,000	2,151,277	3,062		所有権以外の権利又は処分の制限がない土地の合計						3,200	1,120,000						1.5		1,031,277	2	1				
自作地等の総計						6,300	2,115,000	2,151,277	3,062		自作地等の総計						3,200	1,120,000							1.5		1,031,277	※				

(1) 所有権に関する明細 (記載例は増価額清算の例の3) (農地中間管理機構関係)

所有者の住所及び氏名又は名称						東 郡 南 村 大 字 丁 字 栗 1 6 2 番 地					村 木 一 郎								清算金		記事		
従 前 の 土 地						換 地					地			地積 の増 減の 割合	徴収額	支払額							
所有 権登 記の 有無	東 郡 南 村					評 定	換 地 交 付 基 準 額	換 地 交 付 基 準 地 積	記 録 す る 登 記 記 録	東 郡 南 村							所有権及び地役権以外の 権 利 又 は 処 分 の 制 限						
	大字	字	地番	地目	用途					地積	等位	価額	大字	字	地番	地目	用途	地積	等位	価額	種 別	部 分	符 号
	丁	柿	1	田	田	㎡		円	円	㎡						円				%	円	円	
	丁	柿	2	田	田	1,021	1	357,350	369,510	953										1.5		61,770	甲農農業公社(組)

改正後

現行

(新設)

改正後

現行

(1) 所有権に関する明細 (記載例は増価額清算の例の4) (農地中間管理機構関係)

所有者の住所及び氏名又は名称						東 郡 南 村 大 字 丁 字 栗 1 7 0 番 地					村 木 三 郎								清算金		記事							
従 前						の 土 地					換 地					地			地積 の増 減の 割合	徴収額		支払額						
所有 権登 記の 有無	東 郡 南 村					評 定	換 地 交 付	換 地 交 付	記 録 す る 登 記 録	東 郡 南 村					評 定	所有権及び地役権以外の 権利又は処分の制限												
	大字	字	地番	地目	用途					地積	等位	価額	基 準 額	基 準 地 積		大字	字	地番	地目	用途	地積	等位	価額	種 別	部 分	符 号		
	丁	柿	5	田	田	㎡	1	円	円	㎡						㎡		円				%	円	円	甲県農業公社 転借人 字栗 田口四郎(組)			
	丁	柿	10	田	田	1,395	1	488,250	504,864	1,302																		
	丁	柿	15	田	田	1,441	1	504,350	521,512	1,345																		
						1,126	1	394,100	407,510	1,051						3,872	1	1,355,200	賃借権	全部			4.7		78,686			
用 途 別 合 計					田	3,962		1,386,700			用 途 別 合 計					田	3,872		1,355,200								自 作 地 等 の 団 地 数	
総 計						3,962		1,386,700	1,433,886	3,698	総 計						3,872		1,355,200				4.7	※ 78,686		従 前 の 土 地	換 地	
所有権以外の権利又は処分の 制限がない土地の合計											所有権以外の権利又は処分の 制限がない土地の合計																	
自 作 地 等 の 総 計											自 作 地 等 の 総 計																	
58	頁	農家番号		48																								

改正後

現行

(新設)

改正後

現行

(2) 所有権以外の使用及び収益を目的とする権利に関する明細（記載例は増価額清算の例の1）

権利者の住所及び氏名又は名称										東 郡 南 村 大 字 甲 字 桜 1 1 2 番 地										川 田 五 郎									
従 前 の 地					換 地 交 付					換 地 交 付					地					地積の増減の割合	権利の表示	清算金		所有者の氏名又は名称	記事				
東 郡 南 村					東 郡 南 村					東 郡 南 村					評 定							徴収額	支払額						
大字	字	地番	地目	用途	地積	等位	価額	基 準 額	基 準 地 積	大字	字	地番	地目	用途	地積	等位	価額	地積の増減の割合	権利の表示	徴収額	支払額	所有者の氏名又は名称	記事						
甲	桜	20	田	田	m ² 950	2	円 304,000	円 314,507	m ² 887	甲	桜	17	田	田	m ² 800	1	円 280,000	9.8%	賃借権	円 34,507	円 34,507	字桃 木下 英一							
同	同	22	田	田	570	2	182,400	188,704	532	同	同	21	田	田	900	1	315,000	3.5%	同	7,149	7,149	字桜 山田 洋一							
同	同	23	田	田	429	3	128,700	133,445	401	同	同	18	田	田	1,000	1	350,000					同							
同	同	45	田	田	1,860	2	595,200	615,772	1,736	同	同	24	田	田	800	1	280,000	3.7%	同	14,228		同							
同	同	122の内	田	田	500	2	160,000	165,530	467	同	同	25	田	田	500	2	160,000	7.1%	同		5,530	字桃 清川 守							
用 途 別 合 計					田	4,309		1,370,300		用 途 別 合 計	田	4,000			1,385,000								耕作地等の団地数						
総 計					4,309		1,370,300	1,417,958	4,023	総 計					4,000		1,385,000	0.6%			32,958		従前の 土地	換 地					
耕 作 地 等 の 総 計					20,827		5,830,660	6,061,007	19,444	耕 作 地 等 の 総 計					19,390		6,124,500	0.3%		63,493			11	4					

改正後

現行

(2) 所有権以外の使用及び収益を目的とする権利に関する明細（記載例は増価額清算の例）

権利者の住所及び氏名又は名称										東 郡 南 村 大 字 甲 字 桜 1 1 2 番 地										川 田 五 郎									
従 前 の 土 地										換 地										地積の増減の割合		権利の表示		清算金		所有者の氏名又は名称	記事		
東 郡 南 村					評 定		換 地 交 付		換 地 交 付		東 郡 南 村					評 定		%	賃借権	円	円								
大字	字	地番	地目	用途	地積	等位	価額	基 準 額	基 準 地 積	大字	字	地番	地目	用途	地積	等位	価額					徴収額	支払額						
甲	桜	20	田	田	950	2	304,000	314,507	887	甲	桜	17	田	田	800	1	280,000	9.8	賃借権	34,507	字桃木下 英一								
同	同	22	田	田	570	2	182,400	188,704	532	同	同	21	田	田	900	1	315,000	3.5	同	7,149	字桜山田 洋一								
同	同	23	田	田	429	3	128,700	133,445	401	同	同	18	田	田	1,000	1	350,000	3.7	同	14,228	同								
同	同	45	田	田	1,860	2	595,200	615,772	1,736	同	同	24	田	田	800	1	280,000												
同	同	122の内	田	田	500	2	160,000	165,530	467	同	同	25	田	田	500	2	160,000	7.1	同	5,530	字桃清川 守								
用 途 別 合 計					田	4,309	1,370,300			用 途 別 合 計	田	4,000	1,385,000									耕作地等の団地数							
総 計					4,309	1,370,300	1,417,958	4,023	総 計	4,000	1,385,000	0.6		32,958								従前の土地 換地							
耕 作 地 等 の 総 計					20,827	5,830,660	6,061,007	19,444	耕 作 地 等 の 総 計	19,390	6,124,500	0.3	63,493	※								11	4						

改正後

現行

(2) 所有権以外の使用及び収益を目的とする権利に関する明細（記載例は増価額清算の例の2）（農地中間管理機構関係）

権利者の住所及び氏名又は名称										東 郡 南 村 大 字 丁 字 栗 1 8 0 番 地										田 口 四 郎									
従前の土地										換地の土地										地積の増減の割合	権利の表示	清算金		所有者の氏名又は名称	記事				
東 郡 南 村					評 定					換 地 交 付					換 地 交 付							徴収額	支払額						
大字	字	地番	地目	用途	地積	等位	価額	基 準 額	基 準 地 積	大字	字	地番	地目	用途	地積	等位	価額												
					m ²		円	円	m ²						m ²		円	%											
丁	柿	5	田	田	1,395	1	488,250	504,864	1,302																				
丁	柿	10	田	田	1,441	1	504,350	521,512	1,345																				
丁	柿	15	田	田	1,126	1	394,100	407,510	1,051	丁	柿	105	田	田	3,872	1	1,355,200	4.7	賃借権		78,686	字栗 村木三郎	甲農農業公社						
用 途 別 合 計					田	3,962		1,386,700			用 途 別 合 計					田	3,872		1,355,200							耕作地等の団地数			
総 計					3,962		1,386,700	1,433,866	3,698	総 計					3,872		1,355,200	4.7			78,686			従前の 土 地	換 地				
耕 作 地 等 の 総 計					3,962		1,386,700	1,433,866	3,698	耕 作 地 等 の 総 計					3,842		1,355,200	4.7			78,686			3	1				

改正後

現行

(新設)

改正後

現行

(2) 所有権以外の使用及び収益を目的とする権利に関する明細（記載例は増価額清算の例の3）（農地中間管理機構関係）

権利者の住所及び氏名又は名称										〇 〇 市 〇 〇 番 地										甲 県 農 業 公 社 (農地中間管理機構)									
従 前 の 土 地										換 地										地積 の増 減の 割合	権 利の 表 示	清算金		所有者の氏名 又は名称	記事				
東 郡 南 村					評 定		換 地 交 付		換 地 交 付		東 郡 南 村					評 定		徴収額	支払額										
大字	字	地番	地目	用途	地積	等位	価額	基 準 額	基 準 地 積	大字	字	地番	地目	用途	地積	等位	価額			円	円								
					m ²		円	円	m ²						m ²		円	%											
丁	柿	1	田	田	1,021	1	357,350	369,510	953																				
丁	柿	2	田	田	1,021	1	357,350	369,510	953	丁	柿	101	田	田	1,935	1	677,250	1.5	使用 貸借	61,770	字栗 村木一郎								
丁	柿	5	田	田	1,395	1	488,250	504,864	1,302																				
丁	柿	10	田	田	1,441	1	504,350	521,512	1,345																				
丁	柿	15	田	田	1,126	1	394,100	407,510	1,051	丁	柿	105	田	田	3,872	1	1,355,200	4.7	貸借権	78,686	字栗 村木三郎	転借人 字栗 田口四郎(組)							
用 途 別 合 計					田	6,004		2,101,400			用 途 別 合 計					田	5,807		2,032,450					耕作地等の団地数					
総 計					6,004		2,101,400	2,172,906	5,604	総 計					5,807		2,032,450	3.6			140,456		従前の 土 地	換 地					
耕 作 地 等 の 総 計					2,042		714,700	739,020	1,906	耕 作 地 等 の 総 計					1,935		677,250	1.5			61,770		1	1					
60 頁		農家番号			50																								

改正後

現行

(新設)

改 正 後	現 行
<p>1 各筆換地明細、清算金明細及び換地を定めない土地の明細 (1) 所有権に関する明細（記載例は条件差差積清算の例） （略）</p> <p>2 その他特別の定めをする土地の明細 （略）</p> <p>（別紙様式第16号） 各筆換地等明細書の記載例説明</p> <p>1 各筆換地明細、清算金明細及び換地を定めない土地の明細 (1) 所有権に関する明細 この明細は、従前の土地の所有者ごとにその所有者が所有する従前の土地とその換地（地積を特に減じて換地を定め又は換地を定めない場合を含む。）について記載する。記載例は川田五郎（例の2は大山二郎、例の3は村木一郎、例の4は村木三郎）が所有する土地についての明細である。</p> <p>A （略） B 記載例 （例の1）表 a～h （略） （例の2）表 i （略） j サの例</p> <p>① 従前の土地の「地積」、「価額」及び「換地交付基準額」の各欄 上段……「地積」の欄にあつては当該土地の全地積を、「価額」及び「換地交付基準額」の欄にあつては、当該土地の全地積に対応する価額及び換地交付基準額を記載する。 下段……「地積」の欄にあつては、従前の土地の地積から、その特に減じた地積を控除して得た地積を、「価額」、「換地交付基準額」及び「換地交付基準地積」の各欄にあつては、従前の土地の地積からその特に減じた地積を控除して得た地積に対応する価額、換地交付基準額及び換地交付基準地積をそれぞれ〔 〕で記載する。</p> <p>②・③ （略） k～m （略） （例の3）表 n 農地中間管理機構が農地中間管理権を設定し、転借人に貸付が行われてい</p>	<p>1 各筆換地明細、清算金明細及び換地を定めない土地の明細 (1) 所有権に関する明細（記載例は条件差差積清算の例） （略）</p> <p>2 その他特別の定めをする土地の明細 （略）</p> <p>（別紙様式第16号） 各筆換地等明細書の記載例説明</p> <p>1 各筆換地明細、清算金明細及び換地を定めない土地の明細 (1) 所有権に関する明細 この明細は、従前の土地の所有者ごとにその所有者が所有する従前の土地とその換地（地積を特に減じて換地を定め又は換地を定めない場合を含む。）について記載する。記載例は川田五郎（例の2は大山二郎）が所有する土地についての明細である。</p> <p>A （略） B 記載例 （例の1）表 a～h （略） （例の2）表 i （略） j サの例</p> <p>① 従前の土地の「地積」、「価額」及び「換地交付基準額」の各欄 上段……「地積」の欄にあつては当該土地の全地積を、「価額」、「換地交付基準額」及び「換地交付基準地積」の各欄にあつては、当該土地の全地積に対応する価額、換地交付基準額及び換地交付基準地積を記載する。 下段……「地積」の欄にあつては、従前の土地の地積から、その特に減じた地積を控除して得た地積を、「価額」、「換地交付基準額」及び「換地交付基準地積」の各欄にあつては、従前の土地の地積からその特に減じた地積を控除して得た地積に対応する価額、換地交付基準額及び換地交付基準地積をそれぞれ〔 〕で記載する。</p> <p>②・③ （略） k～m （略） （新設）</p>

ない例

「所有権及び地役権以外の権利又は処分の制限」欄の「種別」欄は、機構法第2条第5項に掲げる権利を記載する。また「記事」欄には農地中間管理機構の名称を記載する。記載例は農地中間管理機構が組合員となる例である。

(例の4)表

o 農地中間管理機構が農地中間管理権を設定し、転借人に貸付が行われている例

「所有権及び地役権以外の権利又は処分の制限」欄の「種別」欄はnと同じ。「記事」欄には上段に農地中間管理機構の名称、下段に転借人と表示し転借人の住所(字名のみ)、氏名又は名称を記載する。記載例は転借人が組合員となる例である。

(2) 所有権以外の使用及び収益を目的とする権利に関する明細

この明細には、頭書の者(例の1は川田五郎、例の2は田口四郎)が借り受けている土地を記載する。また例の3は農地中間管理権が設定されている全ての土地を記載する。

A (略)

B 記載例

(例の1)表

a～e (略)

(例の2)表

f 農地中間管理機構が農地中間管理権を設定し、転借人に貸付が行われている例

「権利の表示」欄は、機構法第2条第5項に掲げる権利を記載する。また「記事」欄には農地中間管理機構の名称を記載する。記載例は転借人が組合員となる例である。

(例の3)表

g 農地中間管理機構が農地中間管理権を設定した全ての土地を記載する例

「権利の表示」欄はfと同じ。「記事」欄には転借人と表示し住所(字名のみ)、氏名又は名称を記載し、転借人がその土地について組合員であるときは(組)と付記する。また「耕作地等の総計」及び「耕作地等の団地数」は、農地中間管理機構として転借人がいない組合せを記載する。

2 (略)

(別紙様式第17号)～(別紙様式第29号) (略)

(新設)

(2) 所有権以外の使用及び収益を目的とする権利に関する明細

この明細には、頭書の者(例では川田五郎)が借り受けている土地を記載する。

A (略)

B 記載例

(新設)

a～e (略)

(新設)

(新設)

2 (略)

(別紙様式第17号)～(別紙様式第29号) (略)